

令和6年第3回 北海道議会定例会 決算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和6年11月11日（月）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 福祉局長 山谷 智彦

保護担当課長 田原 良英

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 生活保護について</p> <p>（一）生保申請件数と保護受給世帯の推移について 次に生活保護について質問していきます。 報道によると、今年4月時点の全国の生活保護申請件数は2万796件と、前年同月比で5.9%増加したということです。コロナ禍が終わっても尚、生活が苦しい人たちが増加し続けているというふうに思います。 道内における昨年度の生活保護申請件数を10年前との比較でそれぞれお示しください。同様に、保護受給世帯の推移についても併せてお示しください。</p> <p>（二）ケースワーカー配置数の推移について 生活保護行政を担うのは、生活保護利用者の心情に寄り添い、高い専門的技術を身につけたケースワーカーだというふうに思います。道内のケースワーカー数は昨年と2021年でどのように変化をしたのか、道の所管である町村及び札幌市を除く市の合計数でそれぞれお示しください。 また、ケースワーカーのうち、社会福祉士、精神保健福祉士など相談援助の国家資格有資格者は、現在何名配置されているのかも、併せてお答えください。</p> <p>（三）帯広市における特別指導監査の内容について 帯広市において、生活保護受給者の支援業務を担うケースワーカー不足が常態化しているとして、帯広市が道の特別指導監査を受けたことが報道されました。 特別指導監査の内容について明らかにしてください。</p>	<p>【保護担当課長】 生活保護の申請件数等についてでございますが、国の被保護者調査によりますと、昨年度、道及び市の福祉事務所で受理した生活保護申請件数は、17,090件であり、10年前の平成25年度と比べ、231件増加しております。 また、受給世帯数は、121,629世帯であり、10年前の平成25年度と比べ、656世帯減少しております。</p> <p>【保護担当課長】 道内のケースワーカーの配置状況についてでございますが、昨年4月1日現在、道の福祉事務所における配置人数は、202人で、令和3年4月1日と比べ、4人減少し、市の福祉事務所における配置人数は、591人で、25人減少しております。 また、査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉法において、社会福祉主事でない限り規定されておりますが、社会福祉士などの資格要件は規定されていないことから、道では、把握をしておりません。</p> <p>【保護担当課長】 特別指導監査についてでございますが、道では、昨年度実施した、生活保護法に基づく一般監査の結果、帯広市の福祉事務所において、長年にわたり、ケースワーカーの配置人数が、社会福祉法で定めている標準の人数を大きく下回っているほか、前年度の指摘事項も未改善であるなど、重点的な指導が必要であると判断したことから、本年7月、特別指導監査を実施したところであります。 その結果、ケースワーカーの配置人数が、標準の人数よりも9人不足しており、それに伴い、保護の決定・実施に係る、複数の問題点が認められたことから、ケースワーカーの標準人数の確保はもとより、査察指導機能の強化や組織的な運営管理体制の整備について、文書で是正改善を求めたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) ケース数上限を超えたケースワーカーの実態について</p> <p>道からの資料によると、帯広市のケースワーカー1人当たりの担当ケース数は過去4年間で最高で117人にも上っていると、国の基準である80人を大きく上回っています。報道では17年連続で基準を下回っているとされておりまして、慢性的なケースワーカー不足から抜け出せていないということは明らかです。</p> <p>帯広市に限らず、国の標準数を満たさない自治体というのはどれだけあるのかお答えください。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>ケースワーカーの配置状況についてでございますが、ケースワーカーの配置標準人数は、社会福祉法において、生活保護受給世帯に対して、市の福祉事務所は、80世帯に1人、市以外の福祉事務所は、65世帯に1人、配置することと、規定されております。</p> <p>本年4月1日時点で、この規定を満たさない、道内の福祉事務所は、帯広市を含め7か所となっております。</p>
<p>(五) 全道的なケースワーカー不足に対する取組について</p> <p>いま7カ所あるということでしたが、道の所管は町村に限られています。市について所掌事務の範囲外であることはわかっていますが、ケースワーカーは生活保護行政の根幹を成す重要な人材であり、長期にわたって道内自治体のケースワーカー不足が常態化することは北海道としても問題意識をもって取り組みを行うべきものだと考えます。</p> <p>市を中心に基準数を超えるケース数を担わざるを得ない現状と要因を北海道はどのように認識しているのか。また、全道的なケースワーカーの人手不足に対して道及び各市においてどのように取り組んできたのかお答えください。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>ケースワーカーの配置についてでございますが、道の福祉事務所においては、社会福祉法に基づく標準人数を配置しておりますが、一部の市の福祉事務所においては、市役所全体として、正職員が定数割れとなっているなど、適正な配置が困難となっている旨、監査時に、説明を受けております。</p> <p>道としては、生活保護制度を適正に運営するためには、法に基づくケースワーカーの配置が必要であると考えており、引き続き、これら一部の福祉事務所に対し、毎年、実地で実施する、生活保護法施行事務監査の場を通じて、指導を行い、早期には是正改善が図られるよう、求めてまいります。</p>
<p>(六) 国家資格有資格者を採用する意義について</p> <p>ケースワーカーの配置とともに、ケースワーカーの質を高めていくことも極めて重要であると思えます。先程社会福祉士及び精神保健福祉士保有ケースワーカーの現在の配置数を伺いましたが、十分に配置されている状況とは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>道の福祉職は、国家資格有資格者に限らず採用することとしていますが、相談援助職の国家資格有資格者を計画的に配置することは、質の担保を図る上でも重要であると考えます。</p> <p>国家資格有資格者のケースワーカーを配置することについて、北海道としてどう認識をし、どう計画に位置付けているのかお答えください。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>ケースワーカーの配置についてでございますが、査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉法において、社会福祉士でなければならないと、規定されておりますが、社会福祉士などの資格要件は規定されておられません。</p> <p>なお、道としては、福祉施策等を推進する上で、社会福祉制度全般に精通する職員の確保は、有効であるとの考えのもと、毎年度、社会福祉職の採用試験を実施しているところでございます。</p>
<p>再一 (六) 国家資格有資格者を採用する意義について</p> <p>いまの答弁では、国家資格有資格者のケースワーカーを配置することについての道の認識についての答弁が不十分だと思うのですが、改めて道の認識について伺います。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>ケースワーカーの配置についてでございますが、道は、生活保護を必要とする方の相談援助業務をはじめとした福祉施策を推進する上で、社会福祉士等の国家資格を有する方など、社会福祉制度全般に精通する職員の確保は、有効なものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 国家資格有資格者の採用に向けた取組について そうしますと、有資格者の採用に向けた取組が問題になってくる訳ですが、相談支援の有資格者の配置に向けて、新規・中途に関わらず、北海道として採用に向けた取組をどのように行ってきたのか、お答えください。</p>	<p>【保護担当課長】 社会福祉職の確保についてであります。道では、これまでも、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師等の有資格者や社会福祉施設、病院、学校等で一定の職務経験のある方、さらには、大学において、心理学、教育学等を修めて卒業した方などを対象に、社会福祉職の採用試験を実施し、様々な福祉行政の運営に携わる人材の確保に努めております。 また、市の福祉事務所に対しましては、監査の場を通じ、社会福祉職を任用することの有効性について、助言をしているところでございます。</p>
<p>(八) ケースワーカーの負担軽減に向けた取組について 国は生活保護に関わる業務の負担軽減方策の一つとして、外部委託の活用を掲げています。 北海道において、外部委託は行われていないということですが、ケースワーカーの負担軽減対策はどのように行われていて、どのような成果をあげているのかお答えください。</p>	<p>【保護担当課長】 ケースワーカーの負担軽減についてでございますが、国では、福祉事務所において、稼働能力を有する生活保護受給者の就労に向けた技法や、知識の習得を促すための就労支援員の配置のほか、暴力団関係者などからの不当要求への対応・強化を図るための、警察OB等を配置した場合の補助制度を整備しており、道所管の福祉事務所においては、この補助制度を活用した人員を、既に配置しているところでございます。 道としては、こうして配置をした職員が、補助的な業務を担うことにより、ケースワーカーが、訪問調査活動やケース記録の作成などの時間を確保しやすくなるなど、業務の負担軽減につながっていると考えております。</p>
<p>(九) ケースワーカーの増員に向けた更なる取組について 道所管の町村における体制整備は勿論、市におけるケースワーカーの体制整備を市とともに取り組むことも道として求められていると考えます。 ケースワーカーの直接雇用を増やすことを柱とした体制整備を国に求めるとともに、道としても市町村と協力して慢性的ケースワーカー不足にオール北海道で対処する必要があると考えますが、どのように取り組むのか見解を伺います。</p>	<p>【福祉局長】 今後の取組についてでございますが、道では、これまでも、全国知事会などを通じて、国に対し、ケースワーカーの業務負担軽減を図るため、増員に向けた標準人数の見直しと、それに伴う適切な財政措置を行うよう、要望しております。 また、ケースワーカーの適正配置をはじめ、専門職である社会福祉職の積極的な任用に取り組むとともに、査察指導員やケースワーカーに対する研修内容の充実や、市の福祉事務所とも連携した、特別な配慮を要する保護受給世帯に対して適切な援助を行うための、研究協議会の開催など、職員の資質の向上にも取り組んでいるところでございます。 道といたしましては、引き続き、第一号法定受託事務である生活保護制度が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最後のセーフティネットとして、適正に運営され、その機能が維持されるよう、努めてまいります。</p>